操 奈美先生説明資料/第1部講師:神村裕子先生講義資料

岐阜大学

令和 4 年12月16日(金)14:30~16:30 対面開催

講師:神村裕子先生(日本医師会常任理事) 中野雅之先生(岩田合同法律事務所) 4年生対象 **99名参加**

時間(所要時間)	講義の展開	参照先
14:30~ (20分)	機器等の最終確認、講義概要説明、アンケート 案内、資料確認、講師紹介等	
14:50~(各3分程度)	岐阜大学医学部・同附属病院 女性医師就労支援の会 操 奈美先生 挨拶及び岐阜大学における取組み紹介等 岐阜県医師会 常務理事 近藤由香先生 挨拶	P129~130
15:00~ (30分) 【説明(第1部)】	講師 神村裕子先生(日本医師会常任理事) 講義テーマ「医師の働き方改革について」	P131~140
15:30~ (5分)	休 憩	
15:35~(45分) 【説明(第2部)】	講師 中野雅之先生(弁護士) 講義テーマ「医師と労働法」	P176~188
16:20~ (8分)	質疑応答	
16:28~ (2分)	終了後ミニレポート 受講後アンケート回答のお願い	

神村先生からワンポイントアドバイス



医療の現場で医師は他の職種に指示することが多く、これら協働する他職種の働き方に配慮する能力も必要とされていると思います。今後求められる医師の能力として、 医療機関の全ての職種の働き方や、提供する医療に関するマネジメント力を培ってい く必要があることも伝えると、講義により深みが増すと思います。

操 奈美先生説明資料

今回の講義の出席・講義後のミニレポートについて

- 出席について
 - ▶ Teams「臨床実習(ポリクリ)2022-」のチャネル「臨床講義」で、12月5日投稿の返信にあるフォームズに投票して下さい。
 - ▶ 講義後のミニレポートと合わせて出席確認とします。 期限:本日15時00分
- ・ ミニレポートについて
 - ▶ 上記の投稿に返信する形で、講義で学んだことに関して自分の意見や感想を送信し、 共有して下さい。

期限:本日17時00分

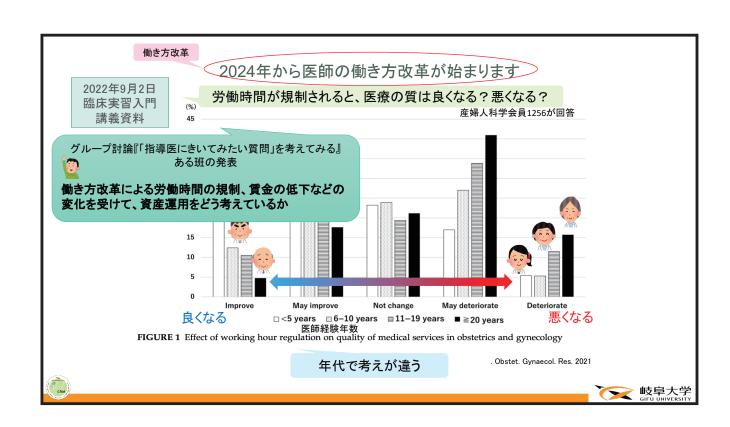
✓ Teamsが利用できない人は、申し出て下さい。

2022年12月16日 「医学生向けの労働法講義」に際して



岐阜大学医学部附属地域医療医学センター 操 奈美、白木 育美、仙石 由貴、山口 聖次郎、村上 啓雄、牛越 博昭





操 奈美先生説明資料



受講後アンケート・ミニレポート提出

• 「医学生向けの労働法講義」受講後アンケート



- ・ミニレポート
 - ▶ Teams「臨床実習(ポリクリ)2022-」のチャネル「臨床講義」、12月5日の投稿に返信する形で、講義で学んだことに関して自分の意見や感想を送信し、共有して下さい。 期限:本日17時00分
 - ✓ Teamsが利用できない人は、申し出て下さい。





第1部講師:神村裕子先生講義資料

資料1

働き方改革について ーその道のりー

日本医師会常任理事 神村裕子

第1部講師:神村裕子先生講義資料

研修医過労死事件 1998年

1998年、関西地方某医大の1年目研修医(当時26歳)が、長時間の研修(15時間以上連続)や38時間に及ぶ連続勤務を繰り返し、8月に自宅で死亡した。1か月前から周囲に胸痛を訴えており、死因は心臓関連とされた。

同医大の同期研修医の時間外労働は月平均81時間であった。

大学側は、研修医とは労働契約ではない、健康保持は自己責任と主張したが、2005年「**研修医は労働者**」との最高裁判決が確定した。一連の裁判は以後の研修医の労働環境改善のきっかけとなり、新臨床研修制度の成立につながった。

2

小児科医過労自死事件 1999年

1999年、東京都の総合病院(300床以上、二次救急指定) に勤務する小児科医(当時44歳)が時間外労働80時間以上、当 直月8回に及ぶ過重労働の末に自死。遺族は病院の安全注意義務 違反を訴え提訴した。

2010年、最高裁は「**医師不足や医師の過重負担を生じさせないことが国民の健康を守るために不可欠である**」として和解勧告し、成立した。

勤務医の過酷な労働時間

大阪府医師会勤務医部会アンケート調査 有効回答数 369 (49歳以下)

男性 66.7時間/週 (264)

女性 57.3時間/週 (105)

過労死認定基準は、労働時間では 約60時間/週 時間外労働時間では 約80時間/月

労働時間なのか、時間外労働時間なのか要確認

2014年

日本再興戦略改訂2014

- ・働きすぎ防止のための取り組 み強化
- ・時間ではなく成果で評価される 制度への改革
- 多様な正社員の普及拡大
- 予見可能性の高い紛争解決シ ステムの構築

(閣議決定)

過労死等防止対策推進法

(議員立法)

第1部講師:神村裕子先生講義資料

働き方改革への道のり

一億総活躍社会

働き方改革実現会議

働き方改革実行計画

平成29年3月28日政府公表

6

働き方改革実現会議で検討された課題

- ① 非正規雇用の処遇改善
- ② 賃金引き上げと労働生産性向上
- ③ 長時間労働の是正
- ④ 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- ⑤ 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進
- ⑥ 外国人材の受け入れ
- ⑦ 女性・若者が活躍しやすい環境整備
- ⑧ 雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差 を固定化させない教育の充実
- ⑨ 高齢者の就業促進

労働時間制限だけではない

生活時間配分と健康障害

時間外労働と脳・心臓疾患の関係

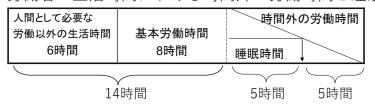
1. 脳・心臓疾患の危険性

睡眠時間が5時間以下となると

→ 脳・心臓疾患の発症の危険性 1.8~3.2倍

月約60時間以上の時間外労働

- → 心筋梗塞の発症の危険性 2.4倍
- 2. 労働者の生活時間における時間外の労働時間と睡眠時間



1日の時間外労働時間を5時間とすると×20日(1月の労働日数)<u>= 100時間</u> 睡眠時間が5時間しか取れなくなる

過労死等防止対策推進法とは

- 目的 *過労死・過労自殺の予防と救済
 - *過労死等の実態解明のための調査研究
 - * 啓発活動・民間団体の支援

目標 *過労死等をゼロにする

- *2025年までに、週労働時間40時間以上労働している者のうち、 週60時間以上労働している者の割合を5%以下に
- *2025年までに年次有給休暇取得率を70%以上に
- *2022年、メンタルヘルス対策に取り組む事業所割合を80%以上に

第1部講師:神村裕子先生講義資料

過労死等とは(定義)

●業務における過重な負荷による**脳血管疾患・心臓疾患** を原因とする死亡

脳内出血・クモ膜下出血・脳梗塞、心筋梗塞・狭心症など

- ●業務における**強い心理的負荷による精神障害**を原因と する自殺による死亡
 - うつ病などによる自死
- ●死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、 精神障害

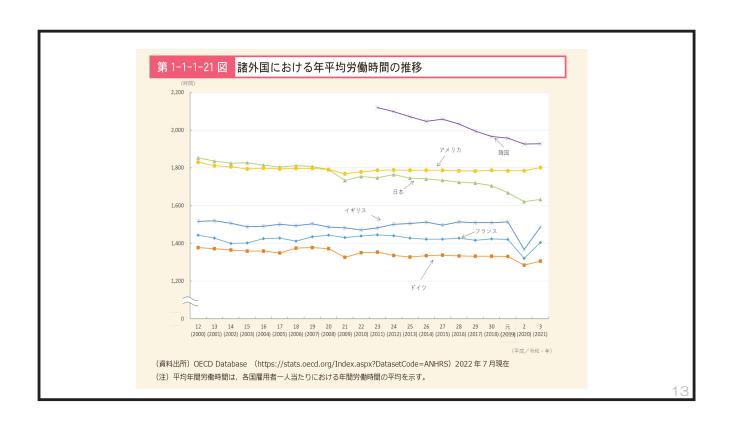
10

過重な長時間労働が奪うのは「大切な時間」

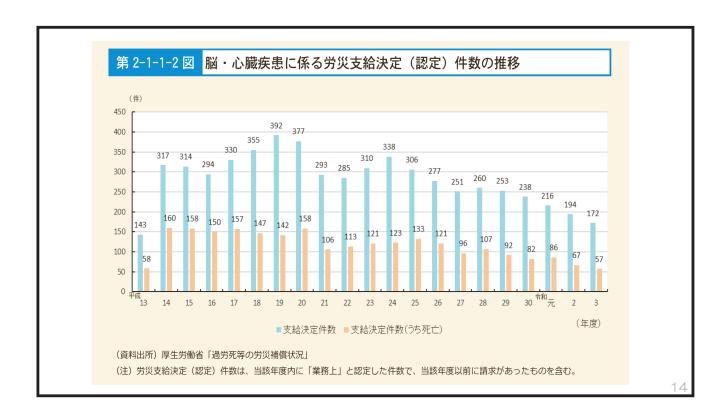
睡眠時間 血圧上昇,ホルモンバランスの乱れ, 肥満から始まる生活習慣病の悪化等

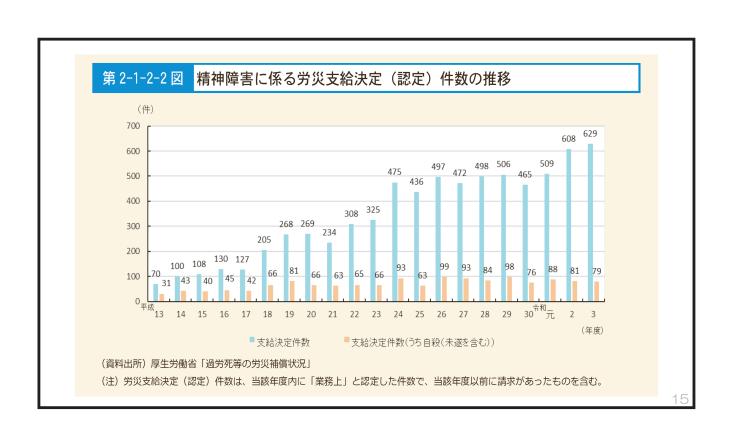
余暇時間 家族との時間減,生活の充実感低下

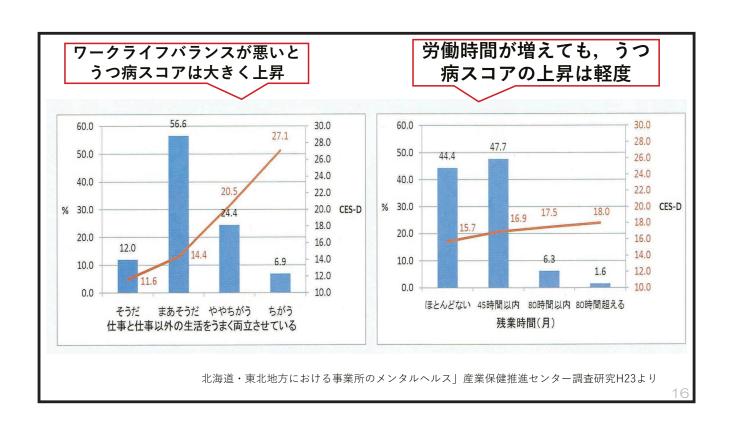
社会活動時間 友人・地域等との交流が減る

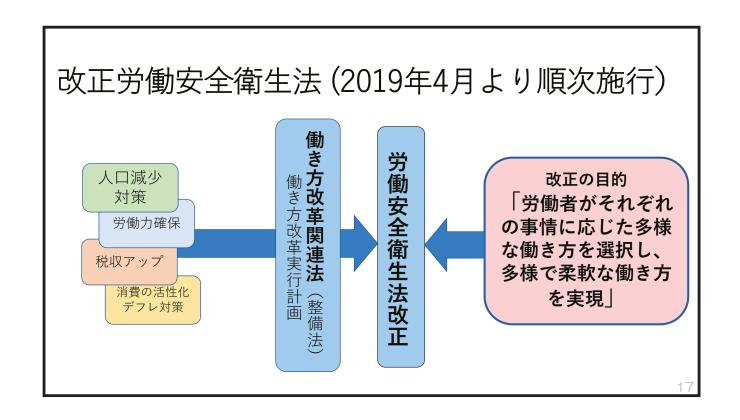


第1部講師:神村裕子先生講義資料









第1部講師:神村裕子先生講義資料

